

契約職員就業及び給与規程

(目的)

第1条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）契約職員の服務と勤務条件等について、次のとおり定める。

(契約職員の定義)

第2条 雇用期間の定めのある職員で、所定の手続きを経て採用され事務局業務に勤めるものをいう。

(雇用期間)

第3条 雇用契約期間は1年以内とし、必要に応じて更新することができる。

(給与の種類)

第4条 給与は次のとおりとする。

- (1) 給与
- (2) 通勤手当

(給与)

第5条 契約職員の給与は、職務内容等により各人ごとに決定する。

(通勤手当)

第6条 交通機関を利用又は自動車等を利用して通勤する場合、交通機関の通勤定期乗車券相当額で、2万円を上限として支給する。

(支給基準)

第7条 賞与の算定基礎額は、給与の50%とする。

(支給額)

第8条 退職時の最終給与に、勤務年数に応じた別表の退職支給基準率を乗じて算出した金額の50%とする。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、労働基準法等の法令及び本会の事務局規定を準用する。ただし、事務局規程の15条から18条、21条から22条、28条から29条、30条2項、31条から42条、43条3項、45条から46条、48条及び51条から52条までの規定は準用しない。

2. この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。